

「我が聞い」

西十勝環境衛生組合し尿収集業者選定問題
(昭和42年秋頃～昭和43年5月12日)



組合議会に押しかけた全十勝のバキュームカー

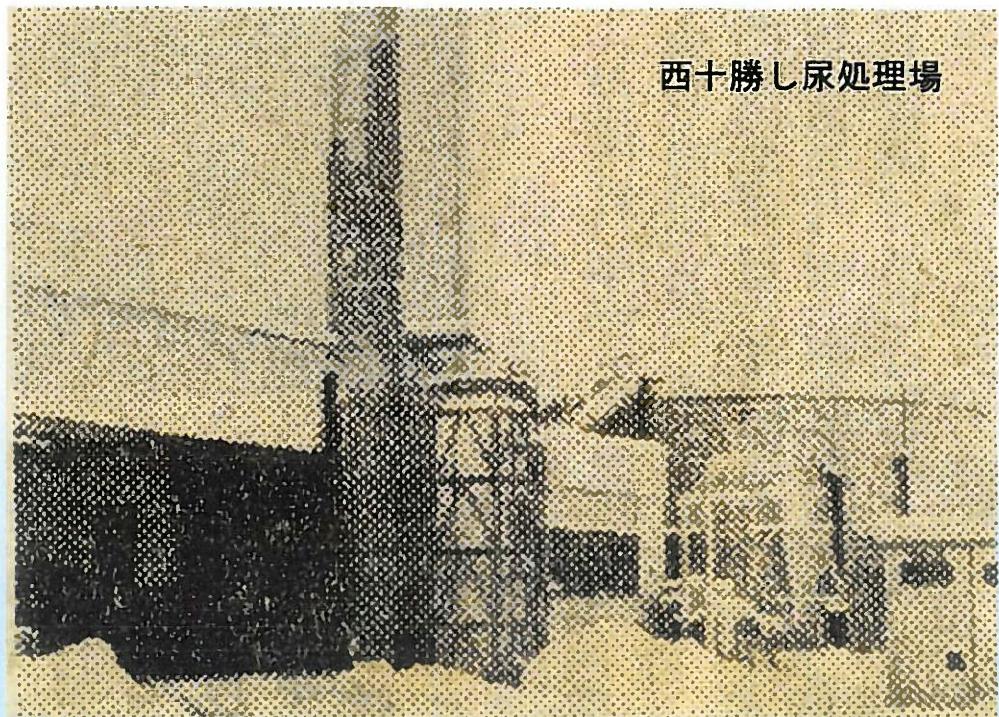
根 本 健 隆

目 次

1 背景及び発端等と経緯

2 業者選定問題細部経緯

3 報道記事＝スクラップ



1 背景及び発端等と経緯

昭和41年 汚染収量・手数料金集計表

千葉県衛生組合
西十勝衛生会
根本地
七里原町字新田 1-1-1 T213

区 別	新 得 地	区 別	新 得 地	計			康 進 地			計			合 計		
				金額	枚	金額	金額	枚	金額	金額	枚	金額	枚	金額	
1	3 333	2	1,844	3,026		6,855	3,226	44	2,276	2,277	6	11,111	11	9,911	
2	14 46	6	2,466	2,466		2,466	2,466	5	8,55	8,55	9	20,159	20	18,859	
3	60,111	85	31,910	105	2,312	5,852	9	7,212	58,283	58,283	15	58	58	114	
4	46 24	13	1,836	1,836	145	1,836	1,836	16	4,150	4,150	21	22,826	22	19,826	
5	163 104	15	1,836	1,836	15	1,836	1,836	17	3,81	3,81	26	217	217	194	
6	64 16	16	32,111	32,111	1,726	70	1,726	70	31,65	31,65	23	130	130	97	
7	65 883	17	1,836	1,836	155	1,836	1,836	18	22,674	22,674	20	23,442	23	20,442	
8	66 116	18	7 26	7 26	1,726	64	64	64	35	35	35	114	114	86	
9	67 66	19	1,836	1,836	15	1,836	1,836	20	18,840	18,840	20	216,536	216	186,536	
10	68 116	20	1,836	1,836	15	1,836	1,836	21	18,840	18,840	21	92	92	78	
11	69 116	21	1,836	1,836	15	1,836	1,836	22	18,840	18,840	22	166,932	166	146,932	
12	70 116	22	1,836	1,836	15	1,836	1,836	23	18,840	18,840	23	106	106	86	
計	71 116	23	1,836	1,836	15	1,836	1,836	24	18,840	18,840	24	19,942	19	17,942	
13	72 116	24	1,836	1,836	15	1,836	1,836	25	18,840	18,840	25	106	106	86	
14	73 116	25	1,836	1,836	15	1,836	1,836	26	18,840	18,840	26	106	106	86	
15	74 116	26	1,836	1,836	15	1,836	1,836	27	18,840	18,840	27	106	106	86	
16	75 116	27	1,836	1,836	15	1,836	1,836	28	18,840	18,840	28	106	106	86	
17	76 116	28	1,836	1,836	15	1,836	1,836	29	18,840	18,840	29	106	106	86	
18	77 116	29	1,836	1,836	15	1,836	1,836	30	18,840	18,840	30	106	106	86	
19	78 116	30	1,836	1,836	15	1,836	1,836	31	18,840	18,840	31	106	106	86	
20	79 116	31	1,836	1,836	15	1,836	1,836	32	18,840	18,840	32	106	106	86	
21	80 116	32	1,836	1,836	15	1,836	1,836	33	18,840	18,840	33	106	106	86	
22	81 116	33	1,836	1,836	15	1,836	1,836	34	18,840	18,840	34	106	106	86	
23	82 116	34	1,836	1,836	15	1,836	1,836	35	18,840	18,840	35	106	106	86	
24	83 116	35	1,836	1,836	15	1,836	1,836	36	18,840	18,840	36	106	106	86	
25	84 116	36	1,836	1,836	15	1,836	1,836	37	18,840	18,840	37	106	106	86	
26	85 116	37	1,836	1,836	15	1,836	1,836	38	18,840	18,840	38	106	106	86	
27	86 116	38	1,836	1,836	15	1,836	1,836	39	18,840	18,840	39	106	106	86	
28	87 116	39	1,836	1,836	15	1,836	1,836	40	18,840	18,840	40	106	106	86	
29	88 116	40	1,836	1,836	15	1,836	1,836	41	18,840	18,840	41	106	106	86	
30	89 116	41	1,836	1,836	15	1,836	1,836	42	18,840	18,840	42	106	106	86	
31	90 116	42	1,836	1,836	15	1,836	1,836	43	18,840	18,840	43	106	106	86	
32	91 116	43	1,836	1,836	15	1,836	1,836	44	18,840	18,840	44	106	106	86	
33	92 116	44	1,836	1,836	15	1,836	1,836	45	18,840	18,840	45	106	106	86	
34	93 116	45	1,836	1,836	15	1,836	1,836	46	18,840	18,840	46	106	106	86	
35	94 116	46	1,836	1,836	15	1,836	1,836	47	18,840	18,840	47	106	106	86	
36	95 116	47	1,836	1,836	15	1,836	1,836	48	18,840	18,840	48	106	106	86	
37	96 116	48	1,836	1,836	15	1,836	1,836	49	18,840	18,840	49	106	106	86	
38	97 116	49	1,836	1,836	15	1,836	1,836	50	18,840	18,840	50	106	106	86	
39	98 116	50	1,836	1,836	15	1,836	1,836	51	18,840	18,840	51	106	106	86	
40	99 116	51	1,836	1,836	15	1,836	1,836	52	18,840	18,840	52	106	106	86	
41	100 116	52	1,836	1,836	15	1,836	1,836	53	18,840	18,840	53	106	106	86	
42	101 116	53	1,836	1,836	15	1,836	1,836	54	18,840	18,840	54	106	106	86	
43	102 116	54	1,836	1,836	15	1,836	1,836	55	18,840	18,840	55	106	106	86	
44	103 116	55	1,836	1,836	15	1,836	1,836	56	18,840	18,840	56	106	106	86	
45	104 116	56	1,836	1,836	15	1,836	1,836	57	18,840	18,840	57	106	106	86	
46	105 116	57	1,836	1,836	15	1,836	1,836	58	18,840	18,840	58	106	106	86	
47	106 116	58	1,836	1,836	15	1,836	1,836	59	18,840	18,840	59	106	106	86	
48	107 116	59	1,836	1,836	15	1,836	1,836	60	18,840	18,840	60	106	106	86	
49	108 116	60	1,836	1,836	15	1,836	1,836	61	18,840	18,840	61	106	106	86	
50	109 116	61	1,836	1,836	15	1,836	1,836	62	18,840	18,840	62	106	106	86	
51	110 116	62	1,836	1,836	15	1,836	1,836	63	18,840	18,840	63	106	106	86	
52	111 116	63	1,836	1,836	15	1,836	1,836	64	18,840	18,840	64	106	106	86	
53	112 116	64	1,836	1,836	15	1,836	1,836	65	18,840	18,840	65	106	106	86	
54	113 116	65	1,836	1,836	15	1,836	1,836	66	18,840	18,840	66	106	106	86	
55	114 116	66	1,836	1,836	15	1,836	1,836	67	18,840	18,840	67	106	106	86	
56	115 116	67	1,836	1,836	15	1,836	1,836	68	18,840	18,840	68	106	106	86	
57	116 116	68	1,836	1,836	15	1,836	1,836	69	18,840	18,840	69	106	106	86	
58	117 116	69	1,836	1,836	15	1,836	1,836	70	18,840	18,840	70	106	106	86	
59	118 116	70	1,836	1,836	15	1,836	1,836	71	18,840	18,840	71	106	106	86	
60	119 116	71	1,836	1,836	15	1,836	1,836	72	18,840	18,840	72	106	106	86	
61	120 116	72	1,836	1,836	15	1,836	1,836	73	18,840	18,840	73	106	106	86	
62	121 116	73	1,836	1,836	15	1,836	1,836	74	18,840	18,840	74	106	106	86	
63	122 116	74	1,836	1,836	15	1,836	1,836	75	18,840	18,840	75	106	106	86	
64	123 116	75	1,836	1,836	15	1,836	1,836	76	18,840	18,840	76	106	106	86	
65	124 116	76	1,836	1,836	15	1,836	1,836	77	18,840	18,840	77	106	106	86	
66	125 116	77	1,836	1,836	15	1,836	1,836	78	18,840	18,840	78	106	106	86	
67	126 116	78	1,836	1,836	15	1,836	1,836	79	18,840	18,840	79	106	106	86	
68	127 116	79	1,836	1,836	15	1,836	1,836	80	18,840	18,840	80	106	106	86	
69	128 116	80	1,836	1,836	15	1,836	1,836	81	18,840	18,840	81	106	106	86	
70	129 116	81	1,836	1,836	15	1,836	1,836	82	18,840	18,840	82	106	106	86	
71	130 116	82	1,836	1,836	15	1,836	1,836	83	18,840	18,840	83	106	106	86	
72	131 116	83	1,836	1,836	15	1,836	1,836	84	18,840	18,840	84	106	106	86	
73	132 116	84	1,836	1,836	15	1,836	1,836	85	18,840	18,840	85	106	106	86	
74	133 116	85	1,836	1,836	15	1,836	1,836	86	18,840	18,840	86	106	106	86	
75	134 116	86	1,836	1,836	15	1,836	1,836	87	18,840	18,840</					

背景及び発端等と経緯

1 背 景

◎ 昭和42年前後 3町が西十勝環境衛生組合を設立

目 的

「し尿処理施設＝西十勝し尿処理場」
(昭和43年3月24日落成、総工費7千万、新得町)
の建設と運営のため一部事務処理組合として設立

構 成

新得・清水・鹿追3町
協議機関＝西十勝環境衛生組合議会
組合長：平野新得町長
議長：矢地清水町長
副議長：斎藤鹿追町長 議員：各町町議

◎ 当時のし尿収集体制と実績

収集体制

新得・鹿追町：西十勝衛生舎(根本健隆代表)
清水町：準町営衛生組合

西十勝環境衛生舎収集実績(当時)

新得町：新得市街全戸数の60%、屈足市街35%
鹿追町：鹿追市街55%
昭和39年から新得・鹿追2町の収集業務を担当

2 発 端

◎ 昭和42年秋 収集業者選定問題浮上

内 容

西十勝環境衛生組合議会において、鹿追町側が収集業者決定に「**1町1業者**」を主張、強く自町新規参入業者(農家が兼業で競願)を推薦し3町主張が物別れ

主張と争点

新得町：新得・鹿追2町の収集業者を既存業者である**西十勝衛生舎**に許可、清水町は現行の準町営衛生組合が実施

鹿追町：新得町は**西十勝衛生舎**、鹿追町は新規業者、清水町は現行(1町1業者)

清水町：清水町は現行とし、新得・鹿追2町の業者選定を調停

3 反 発

◎ 西十勝環境衛生舎

既得権を確保し営業を成り立たせるためと(新得町のみでは、採算がとれない。)過去5年間の実績、特に、下積みの労苦や鹿追町清掃行政への貢献等を加味し、十勝清掃事業協同組合・道清掃事業協連合会・日本清掃協会(各当時)、道・国関係行政機関に陳情

4 支 援

◎ 十勝・道・日本清掃協会等

理 由

十勝・道において今後各地でし尿処理場設置の計画があるため、西十勝だけの問題とはせず、組合業者全体の既得権と営業権を守るため、**西十勝環境衛生舎の陳情等を積極的に支援**

◎ 道等関係行政機関の指導と助言

理 由

西十勝環境衛生組合議会に対し、全道へのトラブルの波及を恐れ清掃法に基づき行政指導
 ● 「清掃法」に基づく指導内容要旨

事業者は、「清掃法」によって十分な施設相当な経験を有する者であること、みだりに業者を変更し混乱をさせないようにすること、営業・生活権にも配慮すること。

5 経緯

詳細：細部経緯参照

- ◎ 昭和42年前後
新得・清水・鹿追3町が西十勝環境衛生組合及び同議会を設立
- ◎ 昭和42年秋
議会において収集業者選定問題浮上
- ◎ 昭和43年1月頃から
根本健隆・サト 積極的に陳情等活動開始
- ◎ 昭和43年1月11日
北海道新聞社が、収集業者選定問題を初報道
- ◎ 昭和43年3月17日
西十勝環境衛生組合議会特別委員会において、1町1業者に決定、3月24日組合議会に報告を決議
- ◎ 昭和43年3月18日
十勝清掃事業協同組合が臨時総会開催し全十勝の問題とし協議、同日西十勝環境衛生組合議会に対し、既得権の確保と議会の公開討論を求める文書申し出
- ◎ 昭和43年3月24日 西十勝し尿処理場落成
総工費：7千万 場所：新得町

◎ 昭和43年3月24日

西十勝環境衛生組合が特別委員会を午前中開催、陳情審査会議を開き鹿追町の収集業務から、**西十勝環境衛生舎除外を決定**、午後の本会議において委員長報告のとおり採択し、今後は委員長権限によって最後決定することになった。

なお、審議は公開をはばかり異例の議員協議会とし傍聴人を締め出し、かつ本会議は委員長報告と採決だけの「**秘密会**」となり住民から批判をあびた。

また、道衛生部や保健所が議会に出席、指導方針(前述)を説明したがこれを**無視した結論**となった。

◎ 昭和43年3月24日 「**伝説のバキュームカーデモ**」

十勝清掃事業協同組合及び道連合会は、十勝管内の全バキュームカー9台を結集し陳情とデモンストレーションを実施

◎ 昭和43年3月27日～29日 根本サト 厚生省等陳情

27日：日本清掃協会理事会に現状説明(東京)

28日：厚生省へ陳情(空路帰道し札幌)

29日：道環境衛生課、道議会議員に陳情

◎ 昭和43年4月1日頃

日本清掃協会が西十勝環境衛生組合に陳情

◎ 昭和43年4月1日頃

道議会厚生常任委員会で問題を取り上げるとともに、釧路行政監督局も調査を開始する等広域行政問題に発展

◎ 昭和43年5月12日 新規業者は不許可

西十勝環境衛生舎が認可を受け、既得権を獲得

2 業者選定問題細部経緯



西十勝環境衛生組合し尿汲取業者選定問題細部経緯

昭和42年	秋頃	問題発生
昭和43年	1月 11日	北海道新聞夕刊 記事掲載（創業遅らす“おらが町”）
	3月 17日	北海道新聞朝刊 記事掲載（営業既得権めぐり）
	3月 20日	北海道新聞朝刊 記事掲載（公開討論申し入れ）
	3月 26日	北海道新聞朝刊 記事掲載（鹿追の業務を除外 秘密会に批判の声）
	3月 27日	空路上京 日清協常任理事会で説明、晚 宇田川会長、原田会長、羽生氏、新潟代表らと懇談打合せ
	3月 28日	厚生省へ、宇田川会長、三神事務局長、原田会長、羽生氏、 根本サト 陳情 道衛生部へ指導の電話を確約 夕方空路帰道
	3月 29日	道環境衛生課小笠原係長、課長に会う。 ◎ 合坪道議、亀井道議、新村道議に陳情 1 新村道議 岩田幸晴氏と佐藤茂、榎波弥一郎、村瀬武夫議員に事情調査指示 2 亀井道議 対策に關係道議紹介 3 合坪道議 厚生委員会に緊急質問 午後5時半ころより

- A 執行権と議決権の区別がない。指導をどうやつたか。
- B 処理場を作る前に、既存業者が困ることのない様にしなければだめだ。
- C 鹿追町長は困った町長で、昨日の予算委員会でも飛行機会社に寄付をしている。
- D 道の言うことも聞かないような運営をするものに補助してもいいのか。
- E 処理場の予算付けの前に、こういうところまで配慮しないと今後こういう問題が出てこないか。

道衛生部長

事務組合長は交代で管理者となるのが例である。早速地方課と連絡して調査したい。清掃法上も問題があるので調査し、指導しているので最後まで指導を続ける。

合坪道議

- A 例えば、今度清水町長が組合長になった時、その人の好みで運営が左右される様な事にならないか。
- B 道が指導したのに、鹿追をやっていた業者がやめさせられたのは秘密会に問題がある。
- C もう一度、地元に善処する様な指導せよ。

◎ 厚生委員会終了後水島ヒサ議員に陳情
30日午前10時再会約束

◎ 夜打電

「28ヒ コウセイショウチンジョウ 29ヒ ドウギ
カイコウセイイイン カイデキンキュウシツモンサ
レタ サイゴマデヨロシクタノム」ネモト
鹿追 佐藤茂、榎波弥一郎、村瀬武夫、竹迫俊正、
土谷武夫、平川政吉、丹波馨、金沢静夫、平野栄次、
秋山甚作、加藤勝栄

※ 組合事務局で株式一定の申請書を31日までに提出する様に言ってきた。

昭和43
年 3月
29日

昭和43年	4月1日	清掃タイムズ 記事掲載（実績と既得権尊重せよ！）
	4月3日	北海道新聞夕刊 記事掲載（“秘密会”に批判高まる）
	4月14日	北海道新聞朝刊 記事掲載（業者の決定に苦慮）
	4月26日	北海道新聞夕刊 記事掲載（“くさい騒ぎ”に批判）
	5月15日	北海道新聞 記事掲載（新規業者は不許可）
	7月5日	北海道新聞 記事掲載（組合議員が見舞い金）
	7月20日	北海道新聞 記事掲載（筋通らぬ見舞い金 補正 予算案可決か）

3 報道記事＝スクラップ

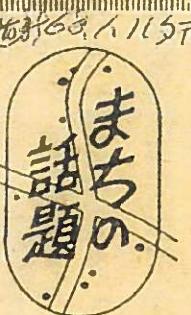


音別町収集業者変更に抗議

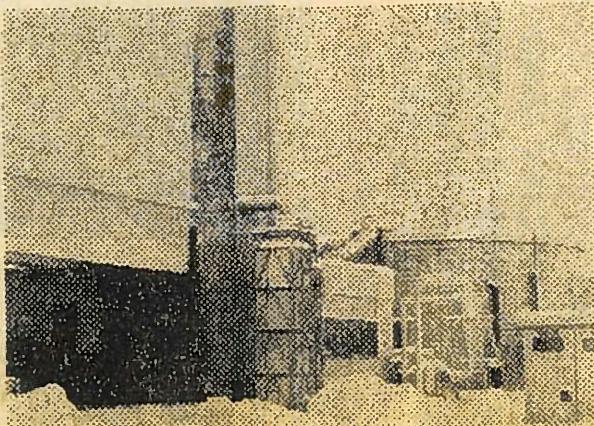
ズラリとつらねてデモするバキュームカー

19 11 28

報道記事＝スクラップ



新得、清水、鹿追三町
が七千万円の工費をかけて共同でつくった西十勝し尿処理場は、近代的な装いながら火入れを行なつたが、本格的な運転を前にくみ取り業者が決まり、その成り行きが注目されている。現在は清水町が衛生組合、新得と鹿追町は新得の業者が両町を担当しているが、新処理場



西十勝し尿処理場 新鋭設備できたが……

共同のし尿処理場は完成したのだが……

成は町長、正・副議長、町議らで、くみ取り業者決定に鹿追側が一町一業者を主張し

—新得—

実績もあって、議会は開くたびに難航しており、「いつになつたら決まるやら……」と住民もその成り行きを注目している。

は三町による「西十勝環境衛生組合」で運営するため、新事務局である新得町は、業者たに鹿追町から農家兼業の一業者が名のりをあげるなど、とんでも競願騒ぎを演じている。

○三町の事務組合議会構成に分かれて、いまだに解決出来ずに入る。

○組合議会は三町の住民の立ち場に立って動くべきだが、ともすれば、脱線して、おらが町の主義に終始しがち。一町一業者では、當業がなり立たず、しかも兼業と専業の格差や

43.1.11 朝刊 五九

モメるくみ取り業者決定

営業既得権めぐり

道も行政指導に乗り出す

〔新得〕新得、清水、鹿追三町で西十勝環境衛生組合をつくり設置した。し尿処理場は、本格的な運転を前に、くみ取り業者の競願で業者の決定が難航していたが、このほど開かれた事務組合議会特別委員会で業者に決まり、二十一日開かれる組合議会に報告する。またま鹿追町から農家が兼業で運びとなつた。だが、既存業者を

排除したため、許可営業の既得権をめぐって今後問題化することも想えられる。

従来、三町のくみ取りは清水町が衛生組合、新得、鹿追両町は新得の業者が営業していた。処理場の扱い量では採算がとれないことや施設を拡充したことのほか、鹿追町選出の組合議会議員が鹿追に訴え、組合議会に審處するよう陳情、深刻な事態となつた。道衛生部でも池田町を中心とした東十

実施したくともう申し出があり、競願の形となつた。

このため既得権を失い営業が成り立たなくなる新得の業者は、十勝清掃事業協同道連合議会に訴え、組合議会に審處するよう道も行政指導に乗り出していく。この問題を話し合つことになつたが、道も事態を重視しており、清掃法をめぐって法廷の争いに発展することも予想されている。

十勝清掃事業協同道連合議会では、処理場が出来るたびに既得権を失うような思想を予想、全十勝の問題として十八日に緊急臨時総会を開いてこの問題を話し合つことになつたが、道も事態を重視しており、清掃法をめぐって法廷の争いに発展することも予想されている。

「勝し尿処理場組合議会が発足したことある。」て、企画室部にとのよなトラブルの前例となるのを恐れて事態を重視、新得保健所を通じて行政指導を指示している。

ここで問題になるのは鹿追町の態度で、清掃事業は自治体の義務であるものを三十九年度から業者に実施させ、業者が成り立たなくなりことに心づかいもみられないことや、事務局である新得町（平野町長、組合長）も押ししまくられた感が強い。調停的立場にある清水町（矢地町長、議長）側も配慮を仄く感じたようだ。

秋山新得町助役の話
「新得町長の話
住民感情だからやむを得ないことだ。営業保証については組合が考えるべきことだと思ふ。
特別委員会で決定したから仕方がない。合理化などをくみ取り量をふやすことなど努力したい。」

鹿児島市 公開討論申し込み 事業協組 し尿くみ取り問題で

十勝清掃
事業協組

【新得】十勝清掃事業協同組合（鹿追市）は、十八日、臨時総会を開いて、西十勝環境衛生組合（新得、清水、鹿追三町）がし尿処理場の完成に伴って新得の業者が担当して、鹿追町でのくみ取り業務を排除された問題を協議した。

この結果、公開討論を開くよう、同日、西十勝環境衛生組合の平野組合長（新得町長）と矢地議長（清水町長）に文書で申し入れた。くみ取り量の実績は新得市街が全戸数の六〇%、鹿足市街三五

%、鹿追市街五五%であるため新得の既存業者が鹿追町分を除かれるなど扱い量が少なくなるため當業が成り立たなくなるとの、當業既得権的なものに配慮もされないことなどから生活がおびやかされることになった。

このため、十勝清掃事業協同組合は管内各地でし尿処理場を設ける計画があるため、この問題は西十勝だけの問題でないとして、臨時総会を開いて協議した。

申し入れの内容は、汚物取り扱い。二十四日には西十勝環境衛生

事業許可申請者適格性を議題に、

西十勝組合議会議員、十勝清掃事業協同組合、日本清掃協議会道連合会の三者で新得役場で公開討論の場を設けてほしいというもの。

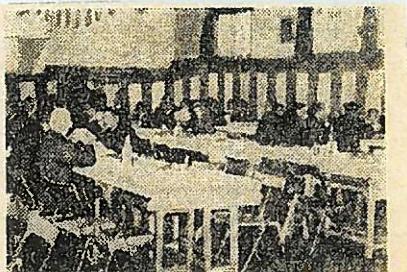
これは鹿追町の農家が業者としてくみ取りを申し入れ、鹿追町側も強引にこれを推して特別委員会の決定したため、清掃法でぎひしく規定されている清掃業者の資格について論じ、世論に訴えても既存業者の営業権を守るのがねらい。二十四日には西十勝環境衛生

4月3日発行

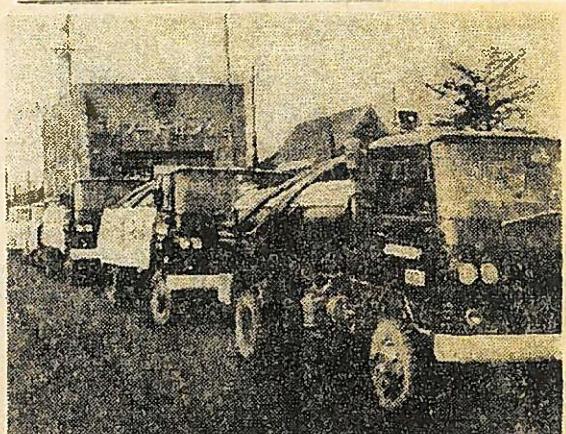
ニュース
横町

◇西十勝じ原処理

組合議会はくみ取り車のデモがあり、クサイ車に囲まれてんやわんや。そのせいか、くさい物にラブ。で傍聴はボイコットとなり、落成式も。ちのけ。



◇落成式は開式してから議会がまとめて結果だけに座がしらけてさあぱり来賓も「長屋は無用」と退散していた。(新得)



組合議会に押しかけた全十勝のバキュームカー

鹿追の業務を除外

くみ取り業者の選定

環衛議会 西十勝組

【新得】西十勝環境衛生組合議会(新得・清水・鹿追)は二十四日前半から新得町役場会議室で議員協議会を開き、くみ取り業者の決定について協議。清水道務部環境衛生課長補佐平岡新得保健衛生課長が清掃法に基づく道の県解説を行った。

【新得】西十勝環境衛生組合議会(新得・清水・鹿追)は二十四日前半から新得町役場会議室で議員協議会を開き、くみ取り業者に対し業者の決定について協議。清水道務部環境衛生課長補佐平岡新得保健衛生課長が清掃法に基づく道の県解説を行った。

「秘密会」に批判の声

三町間に大きなシコリ

【新得】二十四日開かれた西十勝環境衛生組合議会は、あさじもり保証した。このため士官監査内庁行政のハシリとして新得・清水、鹿追三町共同で設置した屎

處理場は、三町の間にシコリとなって残り、広域行政の問題点としてクローズアップされる」とになり、「業務区域を鹿追町を除いて採決」とすることを決め、午後時半から本会議を開き、委員長報告通り承認した。

【新得】西十勝環境衛生組合議会はくみ取り業者の選定について協議。清水道務部環境衛生課長補佐平岡新得保健衛生課長が清掃法に基づく道の県解説を行った。

【新得】西十勝環境衛生組合議会はくみ取り業者の選定について協議。清水道務部環境衛生課長補佐平岡新得保健衛生課長が清掃法に基づく道の県解説を行った。議員協議会はくみ取り業者の選定について協議。清水道務部環境衛生課長補佐平岡新得保健衛生課長が清掃法に基づく道の県解説を行った。

【新得】西十勝環境衛生組合議会はくみ取り業者の選定について協議。清水道務部環境衛生課長補佐平岡新得保健衛生課長が清掃法に基づく道の県解説を行った。

1933.3.26. 新朝日報刊

秘密会に批判高まる

くみ取り業者選定の環衛組合議会

各指導機関も問題視

【新得】新得町役場で三月二十日開かれた四十勝地域衛生組合事務（新得・清水・鹿追三町）は、道衛生部の指導を無視して傍聴をする

禁止して開き、し尿くみ取り業務を「既存業者を鹿追町から除外する」という特別委員会決定通り採決して組合長に送付した。ど

ろが最終決定をする組合長（平野新得町長）は住民の批判と指導

を無視したもの』『三町の住民を締め出した議会のあり方は問題』など議会運営に対する責任追及の声が強くなってきた。

しかも議会決定は道の『清掃法』によて十分な施設・相当な敷地を有する者であること。みだりに業者を変更して混乱させないよう

にし、営業・生活裡にも配慮することが望ましい』といふ指導を受けて入れなかつたため、道議会厚生常任委員会でも取り上げられ、また鉄道行政監査局も調査を始めるなど、広域行政の問題点となってきた。

議会の態度に対し道は『秘密会

でも、たことは問題』としており、星野十勝支庁地方部長は『各

道新夕刊

倉庫はたばこの山

倉庫はたばこの山

五月からたばこの倉庫が見込

直上げ端といわれている。

おいでいる。これに伴つて安易さに貪らざることが予想され、専売公社鉄路支局はストックの確保に懸命。倉庫内にはたばこの倉庫はたばこの山

直上げ端といわれている。いちばん消費量の多いハイライド十四グラムの八十内になるが倉庫に伴つて予想されるのが質いため。同支局の推定では今月の

消費量は月平均の二万五千ダントン（一ダントン四百個入り）による見込み。これに備え

直上げされるのは朝日、ゴールデンバット、さきみや蔭下金路煙。ほかにセイに値上げとなる連び込まれ、道内一番目の店舗を務める倉庫もたばこ。ヒーラーは年三十円、平均一九%の値上げをする。

新得町役場で三月二十日開かれた四十勝地域衛生組合事務（新得・清水・鹿追三町）は、道衛生部の指導を無視して傍聴をする

禁止して開き、し尿くみ取り業務を「既存業者を鹿追町から除外する」という特別委員会決定通り採決して組合長に送付した。ど

ろが最終決定をする組合長（平野新得町長）は住民の批判と指導

を無視したもの』『三町の住民を締め出した議会のあり方は問題』など議会運営に対する責任追及の声が強くなってきた。

しかも議会決定は道の『清掃法』によて十分な施設・相当な敷地を有する者であること。みだりに

業者を変更して混乱させないよう

にし、営業・生活裡にも配慮することが望ましい』といふ指導を受けて入れなかつたため、道議会厚生常任委員会でも取り上げられ、また鉄道行政監査局も調査を始めるなど、広域行政の問題点となってきた。

議会の態度に対し道は『秘密会

でも、たことは問題』としており、星野十勝支庁地方部長は『各

の。



傍聴を断わられて、けげんな面持ちの町民—三月二十四日の議会

町がゴミ処理

手数料、二期にわけ徴収

別

【別】町は四月一日から壁別巡回する。

くさい騒ぎに批判

くみとり
業者問題

【新得】新得、清水、鹿追三町
共同で近代的な屎尿処理施設を
新得町に設けたが、肝心のくみ取
り業者がまだ決まらないため、鹿

追町でふん尿騒ぎ。が起こり、
その不手きわに非難の声が高まっ
てある。

この騒ぎは新得の業者が從業
者のために組合長をして、新得

町長、議長の矢地清水町長、副議
長の斎藤鹿追町長は、三町の町議
会議長とともに十日夜、新得町役
場で会議を開いたが結論が出ず、
十二日夜も再び協議するなど、解
決策に苦慮している。

この問題は、新得の業者が五年

が伸びていって調停したが折り合
いがつかず、いつ解決できるか見
当がつかない状態。
追町で昨秋からくみ取りストップ
が仲にはいって調停したが折り合
いがつかず、いつ解決できるか見
当がつかない状態。

追町で昨秋からくみ取りストップ
が仲にはいって調停したが折り合
いがつかず、いつ解決できるか見
当がつかない状態。

追町で昨秋からくみ取りストップ
が仲にはいって調停したが折り合
いがつかず、いつ解決できるか見
当がつかない状態。

追町で昨秋からくみ取りストップ
が仲にはいって調停したが折り合
いがつかず、いつ解決できるか見
当がつかない状態。

業者の決定に苦慮

くみ取り問題

三町の話し合い続く

【新得】西十勝環境衛生組合議会
（議長・矢地清水町長）は三月
二十四日、秘密会で、鹿追町から
くみ取り既存業者の追出し、を
の指導などもあって、いまだに業

者に營業許可を出していない。

このため組合長が、その後、秘密会に対する
生常任委員会での質問や道衛生部

長の斎藤鹿追町長は、三町の町議
会議長とともに十日夜、新得町役
場で会議を開いたが結論が出ず、
十二日夜も再び協議するなど、解
決策に苦慮している。

この問題は、新得の業者が五年

間、鹿追、新得両町のくみ取りを
していくが、鹿追町の農家が兼業
でくみ取り業務をするなどを陳

情、これに対して既存業者は鹿追
町を除かれると取り扱い量が少な
くなり、営業が成り立たなくなる
として、営業既得権と生活権を守
るために、従来通りの営業を陳情し
ていたもの。

また道衛生部も、清掃法に基づ
いて、十分な経験を有する者、
みたりに業者を代えて混亂させ
ないよう、議会に道衛生部課長補
佐を派遣して指導したが、議会は
傍聴を禁止、鹿追側議員の苦い主

張もあって、道の指導を無視した
「既存業者を鹿追町から除外す
る」という決定を組合長に送付し
た。

このような経過から、業者に營
業許可がおりず、鹿追町では、く
み取りの注文がふえる一方、「一
日も早く正常化してほしい」とい
う町民の苦情が現出しており、三
町首脳が、どのような打開策を出

すか注目されてくる。

43.4.14(日) 道新朝刊

43.4.26. 道新(9)

とあつて、ほとんどの家庭で便そ
うがあふれ、赤痢でも発生したら
と戰々きょうきょう。特別清
掃区域に指定されている市街地で

は自家処理が禁止されているとあ
つて、どこもお手あげ。ある病院
では、これ以上待てぬ。と穴を掘
て自家処理するなど「こんな
くさい騒ぎ」はもづけ。こう。
政治的なゴタゴタに一般住民を巻
き込むことは、「町民不在」の行政
だ」と不満が高まっている。

張もあって、道の指導を無視した
「既存業者を鹿追町から除外す
る」という決定を組合長に送付し
た。

このような経過から、業者に營
業許可がおりず、鹿追町では、く
み取りの注文がふえる一方、「一
日も早く正常化してほしい」とい
う町民の苦情が現出しており、三
町首脳が、どのような打開策を出

すか注目されてくる。

43.4.26. 道新(9)

十勝版



帯広 支社 (電 ④2151)
帯広市西7条南7丁目

新得 支局 (電 211)
新得町2条通南2丁目

池田 支局 (電 360)
池田町西1条6丁目

本別 支局 (電 ②2257)
本別町北7丁目

広尾 支局 (電 330)
広尾町字中通5丁目

* 時計の修理は……
1級技能資格の当店へ

時計と指輪

(④) 通帳をご利用下さい

KK 石岡時計店
オビヒロ西2の9 T. 3.6481

衛生組合が実施していくため問題はないが、新得の根本氏は鹿追町の根本健次郎に「新得、鹿追区域を業務区域として許可する」ことになり、平野組合長(新得町長)は十二日、同氏に正式許可証を交付、もみこめた競争問題に終止符を打った。

や十勝の清掃組合をハッキリと猛烈な陳情運動を開始した。

この事態を重視した道衛生部は最後決定を迫られた三月二十四日の議会に課長補佐と新得保健所から

の衛生課長を派遣して、清掃法の

悪化、道清掃業者組合連合会抗議

を除かれると採算がどれなくなることや業界得権を失うことでも

あって、全道清掃業者組合連合会

は「まだりに業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

場にある清水町は解決に積極性を

欠き、事務局である新得町は苦し

め平野会長は「鹿追の新規業者は

認めない」と決断、斎藤鹿追町長

を説得してようやく解消した。

しかしその後、道へ厚生省から

勧告があつたり、例路行政監査局

から事情説明を求められたり、道

議会厚生常任委員会で問題がとりあ

げられるなど、事態はますます悪

化、道清掃業者組合連合会抗議

はなくなり、業者を変更して混

らさせないように」と強く行政指

導を行なった。

しかし鹿追町側は強く一町一業

者を主張してゆく大、中立的立

昭和43年7月5日 (金曜日)

組合議会が見舞い金

くみ取り業
不許可の業者に

西十勝

会十分間で休憩、議論協議会は囁囁り鬱え、傍聴人を溢め出し、粘々(土だけを木台間に)報告したのも、

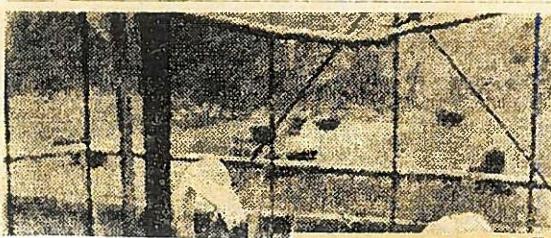
新潟 西十勝郡留萌町の第一回開拓講会は、二月廿日後一時から新潟郡役場で開かれる。そこも開かれた同郡の新潟講演会と一致した。みなしの不許可になつた農業への見舞い金出だための補正予算案を審議するが、可決を見出し。しかし、郡が地主によつて批評を受けるから開かれる。

住民からの批判高まる

補正予算案可決が

筋通らぬ見舞い金

西十勝環境衛生組合問題



昭和43年7月20日

今回の補正予算は建設費に対

「負担金民は当然、三町の賃金を支出し」という便も多し。

た著者へは、金を出たのと同止上算を算玉からか、中止して、しかし形が通
れる。